

美しが丘東小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月18日策定

平成30年2月28日改定

第1章 いじめ防止等に向けた本校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条より抜粋）

2 いじめ防止等に関する基本概念

(1) いじめ防止に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて大切なことである。

子どもは、人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(2) いじめ問題に関する基本方針

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるとの認識のもと、すべての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないようにする。いじめが、いじめられた児童にとって心身に重大な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導していく。

いじめは、絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている児童を守り抜き、いじめられている児童の立場に立って指導していく。

本校では、あらゆる教育活動を通じて、全ての児童が楽しく安心して豊かに生活できる学校づくりをめざす。お互いにあいさつを交わし合う学校風土づくりに励むとともに、児童が主体的に授業や行事に参加して、互いにかかわりあう中で自己有用感がもてるような集団づくりを推進する。

第2章 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

1 委員会の構成員

校長・副校長・児童支援専任・養護教諭・学年児童指導委員

※ 必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

2 委員会の運営

○ 毎月の会議予定に「いじめ防止対策委員会」を常設（基本的には月1回）し、開催する。

○ いじめの疑いがあった段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。

○ 学校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 委員会の活動内容

(1) 未然防止

・いじめの起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。

・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

(2) 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制や対応方針の決定、保護者との連携などの対応を組織的に実施する。

(3) 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

第3章 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

1 いじめの未然防止

- いじめは、どの子どもにも起こるという事実を踏まえて、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指していくことを共有する。
- ・児童の主体的な取組(あいさつ運動など)への支援
- ・児童にとってわかる授業づくり、互いを認め合える集団づくり
- ・美しが丘中学校ブロックの小中一貫で行う人権教育、道徳教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・「生活のきまり」や「生活指導の指針」を基にした規律のある生活づくり

2 いじめの早期発見

- いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・いじめの定義理解を含む教職員の研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり(情報共有の推進)
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・アンケート後に実施する教育相談の充実
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

3 いじめに対する措置

- いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげていく。
- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、関係機関(警察署、市教委、SSW、区役所、学校カウンセラーなど)との連携

4 いじめの解消

- 横浜市いじめ防止基本方針によるいじめが「解消している」状態とは、少なくとも
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことが必要である。上記①②を「学校いじめ防止対策委員会」において確認を行うこととする。

5 教職員等への研修

児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高めるための研修を年間研修計画に位置付けて行う。

6 地域・保護者との連携

年間3回行われる「まちとともに歩む学校づくり懇話会」において、学校のいじめ防止基本方針について説明するとともに、広く地域の方から意見をいただく機会をもつ。

また、「美しが丘中学校ブロック 学校・家庭・地域連携事業」等も活用し、保護者、地域と連携・協働していじめの早期発見や事案対応などに取り組む。

7 取組の年間計画

取組内容				
4月	いじめ防止基本方針の確認 学級開き・学級の約束づくり(いじめを生まない・許さない風土づくり)	横浜プログラム・縦割り活動	各学年児童の実態把握	
5月	児童によるあいさつ運動開始(代表委員会決定による) Y-P① 学級風土づくりについて			「まち」とともに歩む 学校づくり懇話会
6月	生活アンケート実施・教育相談			学校・家庭・地域連絡協議会
7月	横浜子ども会議(美しが丘中ブロック) 職員研修(いじめ・人権など)			
8月	横浜子ども会議(青葉区)			
9月	横浜子ども会議報告(朝会)			
10月	Y-P② 児童の位置の変化について			「まち」とともに歩む 学校づくり懇話会
11月	生活アンケート実施・教育相談 人権週間に合わせ、美中ブロックでの活動(ポスター・標語づくりなど)			
12月	横浜市いじめ解決一斉キャンペーン 職員研修(いじめ・人権など)			
1月	いじめ防止基本方針の点検・見直し			
2月	いじめ防止基本方針の点検・見直し			学校・家庭・地域連絡協議会
3月	次年度に向けて			「まち」とともに歩む 学校づくり懇話会
年間	児童理解(職員会議) いじめ防止対策委員会(月1回・疑いのある時は随時)			

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の定義

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項において「いじめにより当該学年に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1項)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2項)とされている。

2 重大事態生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに横浜市教育委員会に報告する。

第5章 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回は点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じることとする。